

労働保険事務組合のみなさまへ

令和2年度から 労働保険事務を委託できる 事業主の主たる事務所の 所在地に制限がなくなります

これまで、労働保険事務組合に労働保険事務を委託できる事業主の地域的範囲については、次のとおりとなっていました。

- ① 次の場合を除き、労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に、主たる事務所を持つ事業の事業主とする。
- ② 委託事業主の利便を考慮し、労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に隣接する都道府県に主たる事務所が所在する事業の事業主が、全委託事業主の20%以内である場合には、労働保険事務組合として労働保険事務を行うことができる。

この取扱いは、令和元年度をもって終了します。

したがって、令和2年4月1日からは、労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に、主たる事務所を持つ事業の事業主のほか、他の都道府県の事業の事業主についても、労働保険事務組合に労働保険事務を委託できます。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。